

## 番号単価の算定について

平成 18 年総務省告示第 429 号に定める方法に従い、以下のとおり、平成 20 年 1 月から 12 月までの各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価を算定する。

- (1) 平成 20 年 1 月から 6 月までの各月末の算定対象電気通信番号の数に適用する番号単価の算定

## 合算番号単価の算定

		金 額
(ア) 適格電気通信事業者の補てん 対象額の合計	N T T 東日本	7,965,653,876 円
	N T T 西日本	5,595,161,728 円
	計	13,560,815,604 円
(イ) 支援機関の支援業務に係る費用の額		66,937,895 円
(ウ) 合 計		13,627,753,499 円
(エ) 直近の算定対象電気通信番号の数		183,207,518 番号
(オ) 適用を開始する月から最終算定月と見込まれる 月までの月数		1 2 月
(カ) 合算番号単価 ( / 月・番号 )		6.1986873536 円

## 合算番号単価の端数処理について

合算番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号において、原則として、整数未満について四捨五入することとされていることから、整数未満を切り捨て、6 円 / 月・番号とする。

## 適格電気通信事業者ごとの番号単価の算定

### A. NTT東日本に係る番号単価

	金額
(ア)合算番号単価( /月・番号)	6円
(イ)NTT東日本の補てん対象額	7,965,653,876円
(ウ)補てん対象額の合計	13,560,815,604円
(エ)NTT東日本に係る番号単価( /月・番号) 〔 = (ア) × ( (イ) ÷ (ウ) ) 〕	3.5244136232円

### B. NTT西日本に係る番号単価

	金額
(ア)合算番号単価( /月・番号)	6円
(イ)NTT西日本の補てん対象額	5,595,161,728円
(ウ)補てん対象額の合計	13,560,815,604円
(エ)NTT西日本に係る番号単価( /月・番号) 〔 = (ア) × ( (イ) ÷ (ウ) ) 〕	2.4755863768円

### 番号単価の端数処理について

番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って、小数点以下8位未満について原則四捨五入により端数処理を行うこととし、NTT東日本及びNTT西日本に係る各番号単価は、以下のとおりとする。

- ・NTT東日本に係る番号単価：3.52441362円
- ・NTT西日本に係る番号単価：2.47558638円

## (2) 平成20年7月以降の各月末から最終算定月の前月の月末までの算定対象電気通信番号の数の適用する番号単価(修正番号単価)の算定

平成18年総務省告示第429号に従い、原則として平成20年4月に番号単価を修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する修正番号単価を定める。

### 修正合算番号単価の算定

修正合算番号単価

= (適格電気通信事業者の補てん対象額の合計額

- + 支援機関の支援業務に係る費用の額
- 適格電気通信事業者ごとの前年度残余额の合計額
- 支援機関徴収予定額の合計額
- 当該適格電気通信事業者の修正月（平成 20 年 4 月）までの支援機関徴収予定額に対応した適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額
- 合算番号単価
  - × 直近（平成 20 年 1 月末）の算定対象電気通信番号の総数
  - × 支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月（平成 20 年 2 月）から修正番号単価の適用を開始する月の前月（平成 20 年 6 月）までの月数）
- ÷ 直近（平成 20 年 1 月末）の算定対象電気通信番号の総数
- ÷ 修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月から最終算定月と見込まれる月までの月数（6）

#### 修正合算番号単価の端数処理について

修正合算番号単価については、平成 18 年総務省告示第 429 号に従い、原則として、整数未満を四捨五入する。ただし、負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認められるときは、当該端数を切り捨て又は切り上げることとする。

#### 修正番号単価の算定

各適格電気通信事業者の修正番号単価

= 修正合算番号単価

- ×（各適格電気通信事業者の補てん対象額
  - + 支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額
  - 当該適格電気通信事業者に係る前年度残余额
  - 当該適格電気通信事業者の修正月（平成 20 年 4 月）までの支援機関徴収予定額
  - 当該適格電気通信事業者の修正月（平成 20 年 4 月）までの支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額
  - 当該適格電気通信事業者の番号単価
    - × 直近（平成 20 年 1 月末）の算定対象電気通信番号の総数

- × 支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月(平成20年2月)から修正番号単価の適用を開始する月の前月(平成20年6月)までの月数)
- ÷ (適格電気通信事業者の補てん対象額の合計額
  - + 支援機関の支援業務に係る費用の額
  - 適格電気通信事業者ごとの前年度残余额の合計額
  - 適格電気通信事業者ごとの修正月(平成20年4月)までの支援機関徴収予定額の合計額
  - 適格電気通信事業者ごとの修正月(平成20年4月)までの支援機関徴収予定額に対応した適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額
  - 合算番号単価
    - × 直近(平成20年1月末)の算定対象電気通信番号の総数
    - × 支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月(平成20年2月)から修正番号単価の適用を開始する月の前月(平成20年6月)までの月数)

#### 修正番号単価の端数処理について

修正番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って、小数点以下8位未満について原則四捨五入により端数処理を行う。

前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定(平成19年12月)から変更となる場合、修正番号単価の算定式のうち、「平成20年2月」、「平成20年4月」とあるところを変更となる月数分変更する。